

広報 にしかつら

Public Relations Magazine NISHIKATSURA

2022 October No.549 毎週第4水曜日発行
令和4年
10

西桂町消防団 放水訓練



〔CONTENTS〕

- 西桂町総合防災訓練
- 後期高齢者医療制度に関するお知らせ
- 令和5年度新入園児入所申込み
- 耐震啓発について
- 携帯ショップでマイナンバーカード
- 年金生活者支援給付金制度について
- 健康のつどい2022/西桂町とNTT東日本山梨支店の連携協定

- 第44回町民文化祭
- 令和4年10月より療育手帳の様式が変更となります
- インフルエンザ予防接種の助成について
- 農地パトロール/特設合同相談所のお知らせ
- 町からのお知らせ
- インフォメーション
- 行事予定・慶弔



広報 にしかつら 10 2022 No.549

Public Relations Magazine Nishikatsura
編集・発行 山梨県西桂町役場総務課広報担当

山梨県南都留郡西桂町/〒31501-1 TEL0555-25-2121 FAX20-2015
URL <https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>

PHOTO NEWS

フォトニュース

スポーツ推進委員



夏休み ニュースポーツ教室
(モルック)

8月7日(日) に西桂中学校体育館において西桂町スポーツ推進委員を講師にモルック教室を開催しました。
町内で加工・製造した木製のモルックに触れ、年齢・性別問わず、楽しみながら充実した時間を過ごしました。これからもスポーツの普及に努めていきます。



児童館・学童クラブ事業



●子育て支援の会 ジャガイモ堀り



●ガラスの風鈴作り 8月5日(金)



●手織り教室 8月22日(月)24日(水)



●ビーズアクセサリー作り 8月2日(火)



西桂町役場
教育委員会(きずな未来館)
いきいき健康福祉センター

☎ 25-2121
☎ 25-2941
☎ 25-4000



過去の広報誌を町のホームページで見ることができます。
<https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>



広報に関するご意見・ご感想

TEL.0555-25-2121 FAX.0555-20-2015
kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp

人口と世帯
令和4年9月1日現在

男 1,979 人 (－7) 女 2,121 人 (－1) 合計 4,100 人 (－8)
世帯 1,561 世帯 (－3) ※住民基本台帳(外国人含む)に基づく人口と世帯数を掲載



この広報誌は環境に配慮した植物油インキを使用しています。

倉見区

防災リーダーによる防災講話、消火器を使用した消火訓練を実施しました。



柿園区

防災リーダーによる防災講話、備蓄している資機材の確認、消火訓練を実施しました。



本町区

消火器や消火栓を使用した消火訓練を実施しました。



上町区

備蓄している資機材の確認、消火器や消火栓を使用した消火訓練を実施しました。



下暮地区

応急救護訓練、消火器や消火栓を使用した消火訓練を実施しました。



西桂町 総合防災訓練を 実施

8月27日(土)、東海地震を想定した西桂町総合防災訓練を実施しました。

今年の訓練は、各家庭で行える、地震発生直後の自分の身を守る行動「シェイクアウト訓練」と無事であることを知らせる「白色タオル運動」を実施したあと、各地区公民館に移動して、自主防災組織が考えた訓練を実施しました。

各地区公民館の訓練では、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、訓練内容を工夫した中で、中学生など多くの住民の皆様に参加いただきました。

また消防団は、各地区の訓練が終了したあと、地震により建物火災が発生したことを想定した放水訓練を実施しました。

今回の訓練において各地区の役員さんや関係団体の皆様には、訓練の趣旨をご理解いただき、真剣に取り組んでいただきました。地震発生時における「白色タオル運動」は、安否確認を効率的に行える方法ですので、継続的に実施していきます。

今回の訓練を踏まえ、いつ発生するか分からない災害への備えを再点検し、自分の身は自ら守る「自助」、地域で助け合う「共助」、そして公的機関による「公助」のそれぞれが連携し、災害に強い町を目指していきます。

消防団

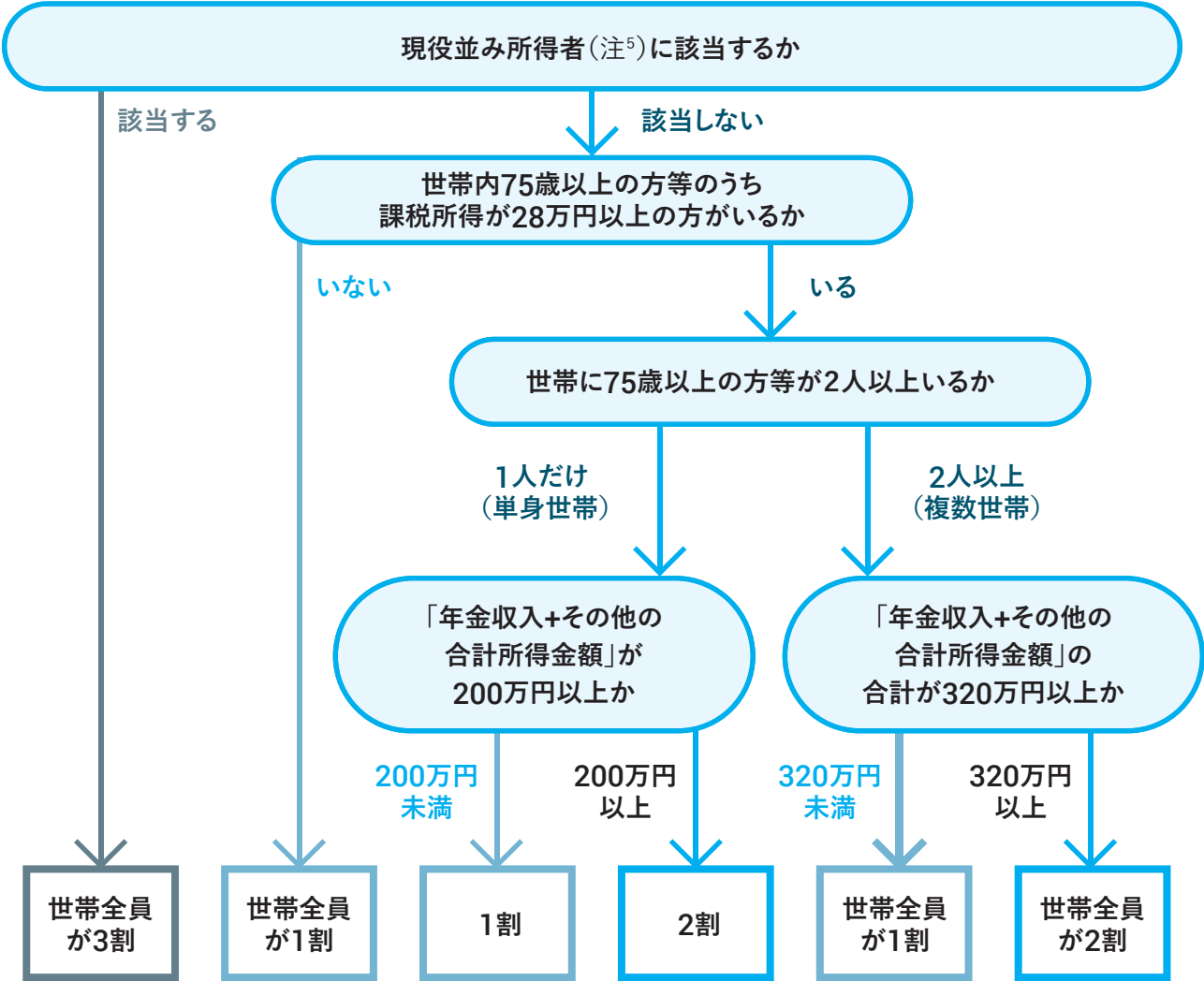
フジコン(株)山梨営業所様に会場を借りてブラインド型放水訓練を実施しました。





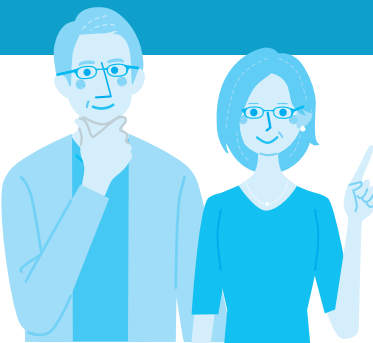
窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します。

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等(注¹)の課税所得(注²)や年金収入(注³)等(令和3年中のもの)をもとに、世帯単位で判定します。
- 75歳以上の方等で一定以上の所得(課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額(注⁴)」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上)がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。



住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

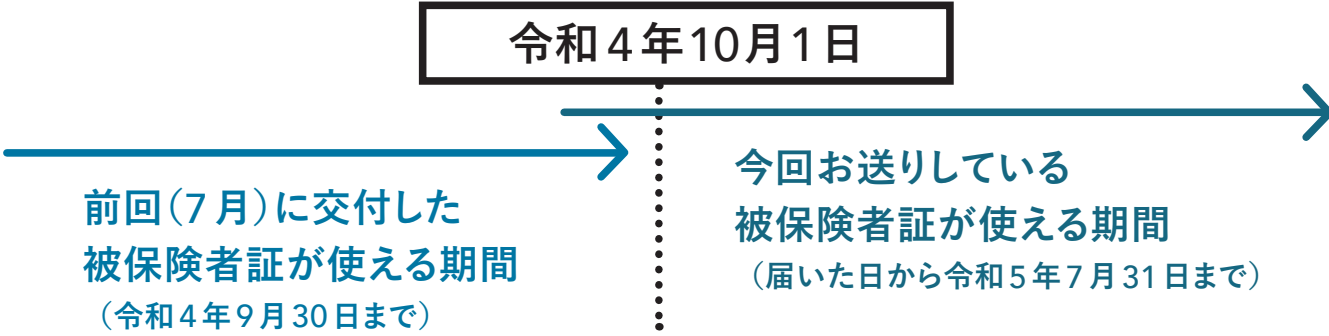
(注¹) 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
(注²) 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。
「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額です。
(注³) 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
(注⁴) 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
(注⁵) 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
(一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります)



後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和4年10月1日から使用できる被保険者証が変わります。
被保険者証の有効期限にご注意ください。

病院や薬局などで提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう。



被保険者証の有効期限にご注意ください!

ご自身の窓口負担割合については、今回同封されている被保険者証(有効期限が令和5年7月31日のもの)をご確認ください。
病院や薬局などで被保険者証を提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう。

制度見直しに伴い、医療費等の窓口負担割合が令和4年10月1日から「1割」、「2割」、「3割」の3区分となります。

- 令和4年10月1日から、75歳以上の方等※¹で一定以上の所得がある方※²は、医療費の窓口負担割合が2割になります。
 - 窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。
- ※¹ 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
※² 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

令和4年9月30日まで	
区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者	1割

令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割



被保険者全体の約20%

問合せ先 税務住民課 住民係 ☎25-2121

西桂保育所の紹介

西桂保育所はピンク色の建物が特徴で、現在約110名の園児が入所しています。家庭的な雰囲気の中でゆとりを持ったふれあいを大切にしています。

☆ 基本方針

～ 一人ひとりの子供の成長に寄り添い、生き活きと活動できる保育 ～

- ・遊びを中心とし、たくさんの経験を通して将来より良く生きるための基礎作りをしていく。
- ・保護者と保育所職員が協働で子どもの育ちを支えていく。

☆ めざす子どもの像

- ・あいさつのできる子
- ・思いやりのある子
- ・いきいきと活動できる子

☆ 入所できる年齢

- ・0歳～就学前までの乳幼児

☆ 取り組んでいる保育事業

- ・乳児保育
- ・延長保育
- ・土曜保育
- ・育児相談
- ・英語教室(年長児)
- ・体操教室(年長・年中・年少児)
- ・フィットネス(1・2歳児)
- ・保小連携事業(交流事業)

◎延長保育とは

「職場の終業時間が保育時間に間に合わない」「通勤時間が長く朝早くから子どもを預けたい」など、保護者の勤務時間の都合により、時間を延長して保育をしています。

◎土曜保育とは

保護者が両親共に土曜勤務のある方、諸事情により保育が困難の場合は、土曜保育をしています。

☆見学は随時行なっています。お気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】西桂保育所 ☎25-3255



令和5年度 新入園児入所申込み 受付のお知らせ

令和5年度より、新しく西桂保育所へ入所を希望する方、町外の保育所等へ入園を希望する方、現在通っている保育所等から転園を希望する方は、下記日程より書類の配布・受付を行います。町外の施設を希望される方は、施設の所在する市町村の締め切りを事前にご確認ください。また、令和5年度の途中から入所予定の場合も今回の期間内に申込みください※詳細は下記、電話番号へお問合せください。(継続して同じ保育所等へ通う方は、11月より配布・受付を行います。詳しくは来月号の広報でお知らせいたします。)

【書類配布・受付期間】 ■令和4年10月3日(月)午前9時～
令和4年10月28日(金)午後5時まで
※期間厳守・月～金のみ

【配布・提出先】 ■西桂保育所 職員室
【問合せ】 ■西桂保育所 ☎25-3255

- 【提出書類】
- ① 保育所入所申込書
 - ② 給付認定・変更申請書兼施設利用申込書
 - ③ マイナンバー確認書類
 - ④ 就労証明書類
 - ⑤ 保育の必要性の申立書(妊娠・出産、介護、求職活動等)
 - ⑥ 支給認定に係る保育必要量の認定申請書
 - ⑦ 管外保育園等入園希望申立書(町外施設を希望される方のみ)

【保育所に入所できる条件】

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居・入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動・起業準備
- ⑦ 就学・職業訓練
- ⑧ DV・虐待の恐れがあること
- ⑨ その他町長が認める事由



耐震化を行うにも費用の心配が…

【補助制度が利用できる木造住宅】

次の条件に全て該当する木造住宅が補助を利用することができます。

- ①町内にあり、昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ②木造在来工法で2階建て以下の住宅
- ③長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅(借家を除く)
- ④西桂町が認めた住宅

【耐震診断(無料)】

自己負担無し

申込書を提出後、町が山梨県耐震診断技術者(建築士)の調査派遣依頼をします。後日、調査員が申請者宅に伺い、地震に対する強度の調査及び診断を行います。
※調査の際は調査員が住宅内に上がり調査しますのでご承知ください。
診断後、総合評点が示され、判定結果についての説明を行います。

【耐震改修等】

耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合、耐震性がないため、耐震設計・耐震改修工事等を行う必要があります。西桂町では、次の工事に対して補助制度を設けております。

①耐震設計 + 耐震改修工事

[補助限度額] **最大100万円**(ただし工事費の4/5(80%)が限度となります。)

+

低コスト工法を採用すると**最大20万円の上乗せ**が可能です。

改修+低コスト
最大120万円補助

②建替え設計 + 建替え工事

[補助限度額] **最大100万円**(ただし工事費の4/5(80%)が限度となります。)

建替え
最大100万円補助

住宅全体を耐震化するまでの費用はなかなか厳しいという方に…

【耐震シェルター設置工事(最大24万円補助)】

1室の中にシェルターを設置する工事です。総合評点が0.7未満の住宅が対象となります。

[問合せ] 建設水道課 建設係 ☎25-2121

……耐震啓発……

あなたの家は、大丈夫ですか!?

昭和56年5月以前に着工された木造住宅は、耐震性が低い可能性があります。

昭和56年6月の建築基準法の改正により、耐震基準が強化され、概ね震度6強の地震でも倒壊しない構造となっております。

一方、それ以前に建てられた木造住宅は、耐震性が低い可能性があるため、是非耐震診断を行ってください。

ステップ1 建築年月日の確認

昭和56年5月以前

10月 耐震啓発ローラー作戦実施

ステップ2 耐震診断

耐震性なし

ステップ3 耐震設計・耐震改修工事等

工事完了

耐震化完了!!

判定結果の見方	総合評価	判定	耐震性
	1.5以上	倒壊しない	あり
	1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	
	0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	なし
	0.7未満	倒壊する可能性が高い	

耐震性が低いままだと…



もし、家族や友人がいる時に地震が発生し、自宅が倒壊してしまったら…



倒壊して火災が起きたり、道を塞いだら…誰かの救助の妨げになったら…



生存しても、家がなくなれば避難所生活。プライバシーとか、健康面が心配…

誰かの「命」に関わってきます。

令和4年10月1日からの役場窓口での マイナポイント申込み申請サポートについて

- 月曜日・水曜日・金曜日に実施します(休日・祝日を除く)
- 事前予約制です(当日予約は空きがあれば受付可能です)

以下の時間枠での受付となります

①9:00～ ②10:00～ ③11:00～ ④13:00～ ⑤14:00～ ⑥15:00～

[事前にご準備いただくもの]

- ・決済サービスID・セキュリティコード ※注
- ・マイナンバーカード
- ・数字4桁のパスワード(マイナンバーカードの受け取り時にご自身で設定したもの)
- ・ご本人様名義の通帳(公金受取口座の登録を希望される方のみ)

※注 ポイントを付与する決済サービス(ご本人様名義のもの)を一つ選択していただく必要があります。対象となる決済サービス及びID・セキュリティコード確認方法などは決済サービスごとに異なりますので以下のURL、QRコードにて事前の確認をお願いします。

URL:https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/service_search/



マイナポイント申込み申請サポートにあたっては、事前の準備が必要となりますので事前予約がない場合は対応できかねる場合がございます。なお、役場窓口でマイナンバーカードの受取を予定されている方も含めて事前予約が必要となりますのでご承知おきください。

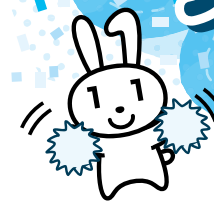
西桂町近隣の実施店舗は下記のとおりです。その他の実施店舗につきましては、町ホームページをご確認ください。

店舗名	市町村	住所	営業時間	定休日
ドコモショップ大月店	都留市	都留市田野倉114-1	9:00～18:00	第2水曜日
ドコモショップ富士吉田店	富士吉田市	富士吉田市上吉田東6-2-8	10:00～19:00	第1水曜日
auショップ富士吉田	富士吉田市	富士吉田市下吉田6-18-21	10:00～19:00	毎月第2水曜日 ※祝日の場合は 翌平日休業
auショップ都留	都留市	都留市田野倉455	10:00～19:00	毎週水曜日 ※祝日の場合は 翌平日休業
ソフトバンク都留	都留市	都留市田野倉113-1	10:00～19:00	水曜日
ソフトバンク富士吉田	富士吉田市	富士吉田市下吉田6-20-10	10:00～19:00	第2水曜日

[問合せ] 税務住民課 住民係 ☎25-2121

お近くにある携帯ショップで マイナンバーカード申請の サポートが受けられます

今なら
手軽に！



携帯電話の契約の有無を問わず、土日祝日を含めお店の営業時間であれば全国どこでも申請できます。申請費用は無料で、写真撮影からWEB申請までスタッフがサポートします。
マイナンバーカードをお持ちでない方は、ぜひこの機会に申請してください

実施店舗

全国の携帯電話キャリアショップ

(ドコモショップ、auショップ、UQスポット、ソフトバンクショップ、ワイモバイルショップ)

実施期間

令和4年7月27日(水)～令和5年3月下旬

持ち物

下記書類をお持ちの方は持参するとスムーズにお手続きができます。

- ・マイナンバー交付申請書(二次元コード付き)
- ・通知カード

※上記書類が無い場合もサポートはできます。

その他

マイナンバーカードは、申請からおよそ1か月後に西桂町役場からハガキ(マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書)が届きます。必ず電話予約(☎25-2121)をしてから、本人が受取りに西桂町役場税務住民課窓口へお越しください。

※部活や仕事等の理由で代理の受取りはできません。

news
01

健康のつどい2022

西桂町民の健やかな生活や健康寿命延伸の実現のために、住民一人ひとりが心身ともに健康的な生活を送ることを目的とし、次の日程において「健康のつどい2022」を行います。

ぜひお越しください！

【日時】10月23日（日） 12時30分～16時30分

【場所】西桂町まちづくり交流センター「きずな未来館」

【内容】○式典…3歳児優良歯科表彰／高齢者優良歯科表彰／献血（個人・企業）協力者表彰

○健康づくり講演会 ○子ども向け制作

○健康チェックコーナー…ストレスチェック／血管年齢測定／体脂肪測定 など

news
02西桂町とNTT東日本山梨支店は
連携協定を締結しました

西桂町と東日本電信電話株式会社山梨支店との地域活性化に関する連携協定を8月30日に締結しました。

町ではこの連携協定の締結により、ICTを活用した様々な取組にチャレンジします。

具体的には、

(1)行政及び地域におけるDX推進に関すること

(2)安心・安全なまちづくりに関すること

(3)観光振興に関すること

(4)ICT教育に関すること

(5)住民の健康づくりの支援に関すること

(6)その他ICTを活用した地域活性化に関すること

など、様々な分野での相互連携・協力により、地域社会の課題を解決するとともに、地域活性化を図ります。



協定締結式の様子
（左：山崎泰洋町長、右：横山明正支店長）

年金生活者支援給付金

制度について

年金生活者支援給付金は公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには**請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

●老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ・前年の所得額が約472万円以下である

請求手続きは
お早めに！

■請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から9月初旬頃から、**請求可能な旨のお知らせを送付**します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和5年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：☎0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金

検 索



療育手帳の交付申請をされる方、
療育手帳を交付されている方へお知らせ

令和4年10月より 療育手帳の様式が変更となります

現在の手帳は、再判定の際に手帳を預かり、再判定結果を追記する形で交付していましたが、幼少期の顔写真が貼付された初回交付時の手帳を所持している方も多く、本人確認として利用しにくい、また、手帳を預かる間に公共交通機関の割引利用ができない等の課題がありました。

そこで、様式を変更し再判定毎に顔写真を更新し、印字による手帳を都度交付することで利便性向上を図ります。

“新”療育手帳の特徴

- これまでの手書きによるノート型の手帳から台紙に印字した折りたたみ式の手帳に変更します。
- 判定毎に顔写真を更新するため、割引利用時等の本人確認がしやすくなり、便利になります。

県からのお願い

1.新規申請もしくは再交付申請の方

- ・交付日が令和4年9月30日以前の方は、これまでの手帳で交付します。
 - ・交付日が令和4年10月1日以降の方は、新手帳で交付します。
- ※いずれも、顔写真(縦4cm×3cm)を提出してください。

2.再判定申請の方

- ・申請日が令和4年9月30日以前の方は、これまでの手帳で交付します。
 - ※新様式での交付を希望される場合は、再交付申請により令和4年10月1日以降に再交付が可能です。
 - ・申請日が令和4年10月1日以降の方は、新手帳で交付します。
 - ※申請の際、顔写真を提出してください。
 - ※交付の際、これまでの手帳と新手帳を交換します。
- なお、現行手帳で既に再判定不要の判定となった方が、新手帳の交付を希望する場合は、再交付申請を行うことで、令和4年10月1日以降に新手帳の交付が可能となります。

【問合せ】山梨県障害者相談所 ☎055-254-8674

福祉保健課 福祉係(いきいき健康福祉センター内) ☎25-4000

第44回町民文化祭

日時 令和4年10月29日(土)・30日(日)

場所 西桂町まちづくり交流センターきずな未来館

◎今回は舞台発表、俳句運座、協賛事業(バザー等)はありません。

展示作品募集!

～絵画、書道、手芸、写真、陶芸 など～

【申込期限】10月14日(金) 午後5時

【展示作品搬入】10月21日(金) 午後5時

【申込み、搬入場所】きずな未来館

※サークル等団体で展示を行いたい場合には事前にご連絡ください。

※期限内に申込みのない作品は、展示できませんのでご承知ください。

展示作品募集要項

- 一人一部門につき2作品まで出展できます。
- 営利目的の作品や宗教色の濃い作品はご遠慮願います。
- 町民及び町内勤務者が対象です。
- 作品は額入れ又は、裏打ちし、仮巻きか仮表装してください。
- 自分で作成したものに限ります。(一部例外があります)
- 書道作品は半切以下でお願いします。

俳句募集～四季雑詠～

【受付期日】9月30日(金)まで

【投句場所】きずな未来館内投句箱(氏名・住所を明記)

【応募資格】町内在住者、在勤者

【その他】一人3句以内 ◎投句作品は文化祭に展示します。

◎未発表の作品に限ります。

文化協会会員募集!!

西桂町文化協会には、美術、書道、華道、手織り、詩吟、舞踊、俳句、茶道、歌謡、大正琴、写真、陶芸、二胡、フラ・プルメリア、和太鼓飛女龍、オカリナ、劇団にしかつらといった、さまざまな部会があり、地域文化の向上や情緒豊かな人間像の探究のためそれぞれ熱心に活動しています。技術を習得したい方、仲間づくりをしたい方、新しい自分を創造・発見したい方など、上記の文化活動に興味をもたれた方は、お気軽に文化協会事務局までお問合せください。

【問合せ】教育委員会 ☎25-2941

農地パトロール(利用状況調査)を実施します！

◎目的

毎年、農業委員会では、農地法第30条第1項に基づき「農地パトロール(利用状況調査)」を実施しております。農地パトロールは、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止・早期発見の3点を重点に行うものです。

◎調査期間

令和4年10月中に実施いたします。

◎調査の方法

農業委員が農地を見回り、耕作の状況などを見て、「遊休農地(荒廃農地)」になっているかどうかを判断します。

私有地に立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、農地パトロール実施中はゼッケンを着用し、活動の「見える化」に取り組んでいます。

◎遊休農地とは

過去1年以上にわたって農作物の作付けが行われておらず、今後も農地の維持管理(草刈り、耕起等)や農作物の栽培が行われる見込みがない農地。または、農作物の栽培は行われているが、周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地。

◎農地の適正な管理を怠ると

雑草の繁茂による有害鳥獣・害虫等の温床となるだけでなく、ゴミの不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性がありますので、除草等の農地の適正な管理をお願いします。

◎農地の管理を任せたい

農地の貸付を希望される場合は、地元農業委員または農業委員会事務局までご相談くださるようお願いします。

【連絡先】西桂町農業委員会事務局 ☎25-2121

特設合同相談所のお知らせ

総務省では、行政相談制度について広く国民に利用していただけるよう、毎年10月に「行政相談週間」を定め、広報活動や相談所の開設を行っております。今年は、10月17日(月)から23日(日)が行政相談週間です。当町では、下記のとおり相談所を開設します。予約不要、相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

※役場では、毎月行政相談所を開設しています。広報にしかつら行事予定表をご覧ください。

【日時】10月15日(土) 午後1時30分～午後3時30分

【場所】きずな未来館

【問合せ】総務課 総務係 ☎25-2121

インフルエンザ 予防接種の助成について

今年も10月1日からインフルエンザの予防接種の助成が始まります。インフルエンザが流行する前に接種するようにしましょう。

また、今年は、新型コロナウイルス感染症対策のためにも手洗いうがいなどの予防もあわせておこなうようにしましょう。

予防接種回数は、小学6年生までは2回、中学生以上のお子さん及び高齢者は1回です。
助成期間は、令和4年10月1日から令和5年2月28日までです。

高齢者インフルエンザ助成

【対象者】

- ①町内在住で令和5年2月28日までに満65歳以上となる方
- ②満60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定める方

【助成上限額】

2,500円

【接種方法】

- ①事前に医療機関に予約をしてください。
- ②保険証と予診票を医療機関へ持参して接種してください。
(予診票は対象者へ10月上旬に送付します。ただし令和4年11月以降に65歳を迎える方は、誕生月の月初に送付します。)

子どもインフルエンザ助成

【対象者】

町内在住の生後6ヶ月から高校生相当(18歳以下)までのお子さん

【助成上限額】

1回目 2,500円

2回目 1,500円

※中学生以上のおさんは、原則1回接種となりますが、医師が2回接種を必要と判断する場合は、2回目も助成対象となります。

【接種方法】

- ①事前に医療機関に予約をしてください。
- ②保険証と母子手帳を医療機関の受付に提示し、「助成対象者」であることを告げてください。
※予診票の個別送付はいたしません。医療機関に設置してあります。

その他

- ①接種にかかる自己負担額は、医療機関ごとに異なります。
接種費用につきましては、事前に医療機関へお問合せください。
- ②接種できる医療機関は、原則、指定医療機関のみです。指定医療機関等不明な点については、事前にお問い合わせください。
- ③新型コロナウイルスワクチンとの接種間隔については、主治医にご相談ください。

【問合せ】福祉保健課 保健係(いきいき健康福祉センター内) ☎25-4000

多重債務・借金問題相談会を開催します

富士五湖広域相談窓口・富士吉田市消費生活センターでは、銀行、信販、クレジット、消費者金融、ヤミ金融などから借り入れをしている方、また奨学金返済でお悩みの方などを対象に、弁護士による無料相談会を開催します。(1件45分)

債務整理や生活再建に向けて、まずは気軽にご相談ください。

【日時】

富士吉田会場 10月24日(月)

河口湖会場 11月16日(水)

午前10時～午後5時

【場所】

富士吉田会場 富士吉田市役所東庁舎2階

河口湖会場 富士河口湖町役場1階

【予約・問合せ】

富士吉田市役所商工振興課

☎0555-22-1111(内線405)

★借金等の内容がわかるものをすべてご持参ください。

★早期の対応が必要な方は消費生活センターへご相談ください。

富士五湖広域相談窓口・富士吉田市消費生活センター ☎0555-22-1577(平日9時～12時、13時～16時30分)

※消費者ホットライン「188」からもつながります。

浄化槽の法定検査を受けましょう

10月1日は「浄化槽の日」です。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにする装置ですので、適切な維持管理が必要です。

法定検査は、浄化槽からの放流水の状況や日頃の維持管理(保守点検・清掃)が適正に実施されているかを確認する検査です。

浄化槽を設置されている方は、保守点検や清掃の他、法定検査を年一回受けるようお願いします。

法定検査は、知事が指定した法定検査機関である「(一社)山梨県浄化槽協会(☎055-288-1132)」に申し込んでください。

土日電話行政相談のお知らせ

総務省行政相談センター「きくみみ山梨」では、行政相談週間(10月17日(月)～10月23日(日))の事業の一環として、下記のとおり「土日電話行政相談」を開催しますのでお気軽にご相談ください。

【日時】

10月22日(土)・23日(日) 午前9時～午後4時

【内容】

国の仕事に関する手続きやサービスなどのお困りごとに対応します。相談無料・秘密厳守です。

【相談・問合せ】

行政相談センター きくみみ山梨

☎055-252-1100



行政書士無料相談会

山梨県行政書士会による無料相談会を次のとおり実施します。なお、事前予約は不要となります。

【日時】

10月16日(日)

午前10時～12時 午後1時～4時

【場所】

富士吉田 富楽時 富士吉田市下吉田4-2-15

【相談内容】

遺言・相続、農地、土地利用、契約書作成、在留許可、自動車登録、戸籍、成年後見、会社・各種法人設立、営業許可、マイナンバー申請など

【問合せ】

山梨県行政書士会 事務局 ☎055-237-2601



サツマイモ収穫祭

次のとおり実施いたします!多くの皆さまのご参加をお待ちしております!

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用の上で参加をお願いいたします。

【日時】10月15日(土) 受付9時30分～ 【雨天延期10月22日(土)】

【場所】上町公民館北側(小沼2342番地)

【参加費】サツマイモ掘り体験:無料/サツマイモ購入:1kg100円 ※1人1袋まで

【服装】汚れてもよい服装・軍手・長靴 ※「袋」は役場で配付いたします。

【駐車場】上町公民館 サツマイモほ場前空き地

【問合せ】産業振興課 産業係 ☎25-2121

「緑の募金」のお願い

日頃より、町内の緑化推進につきまして、皆さまに多大なご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成7年4月に「緑の募金法」が制定されて以来、町では緑化推進会議を設置し、緑化推進活動等を積極的に図ってまいりました。

「森林・緑」は、私たちの生活に欠くことのできない貴重な財産です。

将来の世代にわたって豊かな水と緑に恵まれた生活が維持できるよう、みんなで「守り、育て」引き継いでいくことが大切です。

皆さま一人ひとりの温かいお気持ちを本年もお寄せいただければ幸いです。

なお、10月中旬より各地区の区長並びに組長さんが募金活動に回りますので、深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

産業振興課 産業係 ☎25-2121

「森のガイドウォーク」秋

【日時】

10月1日、2日、8日、9日、10日/1日5回

①10時～ ②11時～ ③13時～

④14時～ ⑤15時～ (1回約40分)

【集合場所】

山梨県富士山科学研究所 本館1階入口

【対象】

どなたでも(お気軽にご参加ください)

【内容】

研究所が位置する富士北麓剣丸尾の森の中を当研究所の自然解説員とともに散策します。富士山の成り立ちや森のうつりかわり、そこにすむ動植物のことなどについて説明を聞きながら、森の素晴らしさにふれてみませんか。

【予約】

事前予約優先。また、5人以上でお申込みの場合は必ず事前にご相談ください。

【参加費】無料

【その他】雨天中止

【問合せ】

山梨県富士山科学研究所

環境教育・交流部 教育・情報担当

〒403-0005 山梨県富士吉田市上古田字剣丸尾 5597-1 ☎0555-72-6203

URL <https://www.mfri.pref.yamanashi.jp/>

E-mail kyouiku@mfri.pref.yamanashi.jp

Facebook <https://www.facebook.com/Mt.FUJI.research.institute>

information



行事予定 / 人のうごき

慶弔	おめでた（出生） 倉見中川唯歌	保護者 優美	おくやみ（死亡） 倉見川村吾一 下暮地山口とめ子 上町滝口菊江	親族 幸雄 光義 淳一	親族 幸蔵 清人

8月届出

10月・11月上旬行事予定表						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10月の納税等 ●町県民税 3期 ●国民健康保険税 4期 ●後期高齢者医療保険料 4期 10月1 ランラン教室 am9:00～11:00 pm1:00～3:00 きずな ダイエツ教室 am10:00～11:30 いきいき						
2	3 ミュージックケア am10:30～ きずな	4	5 ベビードダンス am10:30～ きずな 3歳児健診 pm1:00～ いきいき	6 誕生会 am10:30～ きずな	7 マタニティクラス pm1:30～ いきいき 体操教室 pm8:00～9:30 いきいき	8 ランラン教室 am9:00～11:00 pm1:00～3:00 きずな ダイエツ教室 am10:00～11:30 いきいき 中学校図書館 一般開放日 am10:00～12:00 pm1:00～3:00
9	10 スポーツの日	11	12 母子相談・母子手帳 交付 am9:00～12:00 いきいき ふれあい健康相談 am10:00～11:30 柿園公民館 1歳6月児健診 pm1:00～ いきいき	13 小学校創立記念日 ベビーマッサージ am10:30～ きずな	14 マタニティクラス am10:00～ いきいき お話の会 & 公園で遊ぼう am10:30～12:00 桂川公園 体操教室 pm8:00～9:30 いきいき	15 ダイエツ教室 am10:00～11:30 いきいき 支援センター開放日 am10:00～pm3:00 きずな なんでも相談所 pm1:30～pm3:30 きずな
16 秋のスポーツ祭り am9:00～12:00 中学校グラウンド	17 就学時健康診断 pm1:30～ きずな	18 リトミック am10:30～ きずな	19 定例行政相談 pm1:30～pm3:00 きずな	20 中学校創立記念日 親子ヨガ am10:30～11:30 きずな	21 体操教室 pm8:00～9:30 いきいき	22 両親学級 am10:00～ いきいき ダイエツ教室 am10:00～11:30 いきいき 支援センター開放日 am10:00～pm3:00 きずな 中学校図書館 一般開放日 am10:00～12:00 pm1:00～3:00
23 健康のつどい2022 pm0:30～pm4:30 きずな	24	25 赤ちゃん広場 am10:30～ きずな	26 母子相談・母子手帳 交付 am9:00～12:00 いきいき ふれあい健康相談 am10:00～11:30 倉見公民館 乳児健診 pm1:00～ いきいき	27 離乳食教室 (ゴックン) am10:00～11:30 いきいき	28 離乳食教室 (モグモグ) am10:00～11:30 いきいき 体操教室 pm8:00～9:30 いきいき	29 町民文化祭 きずな ダイエツ教室 am10:00～11:30 いきいき 児童館休館 きずな
30 町民文化祭 きずな	31 川辺先生の井戸端 会議 am10:00～12:00 きずな	11月1	2	3 文化の日	4 体操教室 pm8:00～9:30 いきいき	5 ダイエツ教室 am10:00～11:30 いきいき

(きずな きずな未来館 いきいき いきいき健康福祉センター)

子育て支援センター

お話の会 & 公園で遊ぼう

日時	10月14日(金) AM10:30～12:00
場所	桂川公園
対象	未就園児とその保護者
参加費	100円 / 1組
内容	屋外での絵本読み聞かせの会です。親子で体を動かしたり、外の空気に触れてリフレッシュしましょう。

★事前申込みをお願いします。

子育て支援連携事業

ベビードダンス

日時	10月3日(月) AM10:30～
場所	きずな未来館
講師	新海陽子先生
対象	未就園児とその保護者
参加費	100円 / 1回

★事前申込みをお願いします。

ベビーマッサージ

日時	10月13日(木) AM10:30～
場所	きずな未来館
講師	小野田豊美先生
対象	1歳未満児のお子さんと保護者(1歳を迎えて以降のお子さん可)
参加費	100円 / 1回
持ち物	汗拭きタオル、水分補給用飲み物等

親子ヨガ

日時	10月20日(木) AM10:30～
場所	きずな未来館
講師	渡邊由香先生
対象	未就園児とその保護者
参加費	100円 / 1回
持ち物	汗拭きタオル、水分補給用飲み物等

児童館 Jidoukan

ランラン教室

10月1日・8日(土)
11月12日・26日(土)

午前9時～11時 午後1時～3時
きずな未来館・教科書を持参・都合のよい時間にしてください。

母親クラブ

今回は10月21日(金)きずな未来館にて活動予定です。是非ご参加ください。

Nishikatsura Child care support

西桂町 子育て支援

連絡先(子育て支援室) 0555-28-4755

10月の予定